

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準の制定について

1. 背景

就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とし、育成就労の在留資格を創設すること等を定めた「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）が令和 9 年 4 月より施行される。

改正法により、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）の題名が「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（以下「育成就労法」という。）に改められるとともに、育成就労外国人[※]の受入れに当たっては、育成就労法第 8 条第 1 項の規定に基づき、育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人が育成就労の実施に関する計画（以下「育成就労計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることとされた。

育成就労計画の認定基準について、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則」（令和 7 年法務省・厚生労働省令第 4 号）第 13 条第 2 項第 9 号及び第 15 条第 1 項第 13 号においては、各産業分野に共通する基準とは別に、特定の産業分野について、当該産業分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該産業分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることとされている。

今般、鉄道分野について、鉄道分野に特有の事情に鑑み、育成就労の内容及び育成就労を行わせる体制に係る基準を定める必要がある。

※ 育成就労の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。

2. 概要

鉄道分野に特有の事情に鑑みて国土交通大臣が定める育成就労の内容及び育成就労を行わせる体制の基準として、以下の事項を定める。

(1) 育成就労の内容の基準

- ① 育成就労計画の認定を申請する者が、鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- ② 業務区分が運輸係員である場合にあっては、育成就労外国人が、他の者の部

(案)

分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。また、入国後講習等における授業科目の授業時間数が150時間以上であること。

(2) 育成就労を行わせる体制の基準

育成就労計画の認定を申請する者が、次のいずれにも該当すること。

- ① 鉄道分野に係る分野別協議会[※]において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- ② 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- ③ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

※ 育成就労法第54条第1項に規定する分野別協議会（当該分野所管行政機関の長、育成就労実施者等により構成される協議会）をいう。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年3月31日

適 用：令和9年4月1日（改正法の施行の日と同じ）